

もし事故が起ったら

万一事故が起こった場合は、以下の4点を必ず行ってください。これを怠りますと、保険補償制度の適用を受けられません。

1. 負傷者の救護
2. 警察への通報と届出
3. 相手の確認
4. 営業店への連絡

- ・警察への届出が済みましたら、交通事故証明書を取得できるよう手続きをしてください。
- ・事故現場で相手側と示談をすると、保険補償制度が適用されなくなります。
- ・キズやヘコミの大小、相手の有無に関わらず、事故扱いとなります。
- ・事故が発生した時点でレンタル契約は終了となります。ご利用予定料金は、ご請求させていただきます。

●事故を起こしてしまった場合の精算について

レンタカー使用中に事故を起こし、車両に損害を与えた場合には、損傷の程度や修理期間にかかわらず、営業補償の一部として下記の料金を申し受けます。

営業補償は、事故が起こった場合に適応される保険補償制度の免責額(お客様負担)とは異なります。免責補償制度にご加入いただいている場合でも、ご負担いただきますので、予めご了承ください。

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 1. 予定の営業店にレンタカーを返還した場合(自走可能な場合) | 2万円 |
| 2. 予定の営業店にレンタカーを返還できなかった場合(自走不可能な場合) | 5万円 |

※上記 2. の場合、別途レッカー代等の車両移送費用(当社指定工場)はお客様の負担となります。

※タイヤのパンク及びバースト、ホイールキャップの紛失、車内装備の損害はお客様の負担となります。